厚生労働省
島根労働局

Press Release

島根労働局発表 令和８年11月12日

担当	雇用環境・均等室 室　長　越沼綾乃 雇用環境改善・均等推進指導官 安達純 TEL　0852－31－1161



女性活躍推進法に基づく「えるぼしプラス」企業を認定！
建設業で県内初！！

島根労働局（局長　中村昭彦（なかむらあきひこ））では、今般、**平井建設株式会社**を女性活躍推進法に基づく**「えるぼしプラス３つ星（３段階目）」**企業として認定しました。

「えるぼし」認定は、えるぼし認定企業がさらに女性の活躍推進に取り組み、その取り組み状況が優良と認められた場合に厚生労働大臣の認定を受けることができる制度です。また、令和８年４月から、**職場における女性の健康支援に取り組む優良な企業を認定する制度として、「えるぼしプラス」「プラチナえるぼしプラス」認定**が創設されました。（資料２参照）

建設業において、県内初の認定となります。

島根労働局（局長　中村昭彦（なかむらあきひこ））では、以下のとおり「認定通知書」の交付式を行います。

《えるぼしプラス認定企業》

平井建設株式会社



認定マーク※
「えるぼしプラス（３つ星）」

《認定通知書交付式》

１　日　　時　令和８年11月26日（木）午前10時00分～
２　会　　場　島根労働局　専用大会議室
（松江市向島町134-10　松江地方合同庁舎５階）

島根労働局長より平井建設株式会社へ認定通知書の交付を行います。

※当日現地での取材が可能です。取材を希望される報道機関の皆様におかれましては、11月24日（火）15時までに島根労働局雇用環境・均等室の岩谷あてにご連絡ください。

資料１　認定基準に関する実績
資料２　女性活躍推進法に基づく認定制度の概要
資料３　女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況

資料１

認定基準に関する実績

１　企業の概要

平井建設株式会社
代 表 者：代表取締役　平井　徹
所 在 地：安来市安来町 763-3
労働者数：64 人（女性 16 人）〈令和８年３月 20 日現在〉
業　　種：建設業

２　認定の内容

認定日　令和８年 10 月７日
認　定　３段階目

３　えるぼしプラス認定に係る実績

（直近の事業年度：令和７年３月 21 日～令和８年３月 20 日）

認定の主な基準	実績
【評価項目１：採用】 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること ①　正職員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が４割を超える場合は４割）以上であること ②　正職員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が４割を超える場合は４割）以上であること（正職員に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみに該当すれば足りる）	＜達成＞ ①　27.1％ ≧ 15.1％（産業平均値） ②　雇用管理区分は一つ
【評価項目２：継続雇用】 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること ①「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ７割以上であること。 ※期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。 ②「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ８割以上であること。 ※新規学卒採用者等として雇い入れた労働者であった、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。	＜達成＞ ①に該当し、以下の通り、雇用管理区分ごとに７割以上である。 １　正社員 (A) 女性の平均継続勤務年数　13.16 年 (B) 男性の平均継続勤務年数　14.64 年 (A)／(B) ＝ 0.90

【評価項目３：労働時間等の働き方】 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること	＜達成＞ 全ての月で 45 時間未満である。
【評価項目４：管理職比率】 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。	＜達成＞ 11.1％ ≧ 4.8％（産業平均値）
【評価項目５：多様なキャリアコース】 直近の３事業年度のうち、常時雇用する労働者数が 300 人以下の事業主は１項目以上の実績を有すること。 A　女性の非正社員から正社員への転換 B　女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C　過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D　おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用	＜達成＞ 以下のとおり１項目以上の実績がある。 A　０人 B　０人 C　０人 D　４人

プラス認定

①　「女性の健康上の特性に配慮した休暇制度」及び「女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる制度（半日単位又は時間単位の年次有給休暇取得、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、在宅勤務のうちいずれか）」を設けていること	＜達成＞ ・リフレッシュ休暇 ・年次有給休暇の半日及び時間単位での取得 ・時差出勤制度 ・所定労働時間の短縮措置
②　女性の健康上の特性への配慮に関する方針を示し、①に掲げる制度の内容とともに労働者に周知させるための取組を実施していること	＜達成＞ ・経営陣が女性の健康上の特性への配慮として「健康診断の充実」の方針を説明。会議録を全社員にメールで発信
③　女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性への配慮に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること	＜達成＞ ・しまね出前講座「女性の活躍と健康に向けた島根県の取組」を実施し、オンライン受講も含め、全社員受講
④　労働者からの女性の健康上の特性への配慮に関する業務を担当する者を選任し、労働者からの女性の健康上の特性に関する相談に応じさせる措置を講ずるとともに、労働者に周知させるための措置を講じていること	＜達成＞ ・２名を選任し、全社員へメールで周知

資料２

女性活躍推進法に基づく認定制度の概要

◆　厚生労働省では、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良である**等の一定の要件を満たした事業主を、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業として認定しています。

また、えるぼし認定を受けた事業主のうち、**一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である**等の一定の要件を満たした場合にプラチナえるぼし認定を受けることができます。

◆　女性の健康支援に取り組む優良な企業を認定する制度として、えるぼしプラス認定、プラチナえるぼしプラス認定があります。

本制度は、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定に女性の健康支援に関する基準を追加した制度のため、女性活躍推進に関する取組についても基準を満たす必要があります。

◆　認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める**認定マーク**を商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、認定を受けた企業であることをＰＲすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージ向上等につながることが期待できます。

また、えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、公共調達で加点を受けることができ、有利になる場合があります。

※認定マークについて

「L」には、Lady（女性）、Labour（働く、取り組む）、Laudable（賞賛に値する）など様々な意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。
愛称「えるぼし」には、企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」が込められています。

■えるぼし認定については厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html

認 定 の 段 階

プラチナえるぼし 	●策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ●男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※) ●プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の５つの基準の全てを満たしていること。(※) ●女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、８項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※) ※ 実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要。
えるぼし（３段階目） 	●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」５つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
えるぼし（２段階目） 	●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」５つの基準のうち３つ又は４つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ●満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、２年以上連続してその実績が改善していること。
えるぼし（１段階目） 	●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」５つの基準のうち１つ又は２つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ●満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、２年以上等連続してその実績が改善していること。

プ ラ ス 認 定

次の全てに該当すること

① 「女性の健康上の特性に配慮した休暇制度」及び「女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる制度」を設けていること

② 女性の健康上の特性への配慮に関する方針を示し、①に掲げる制度の内容とともに労働者に周知させるための措置を講じていること

③ 女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性への配慮に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること

④ 女性の健康上の特性への配慮に関する業務を担当する者を選任し、労働者からの女性の健康上の特性に関する相談に応じさせる措置を講ずるとともに、当該担当者を労働者に周知させるための措置を講じていること

＜えるぼしプラス認定マーク(1段階目～3段階目)＞　＜プラチナえるぼしプラス認定マーク＞



資料３

女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況

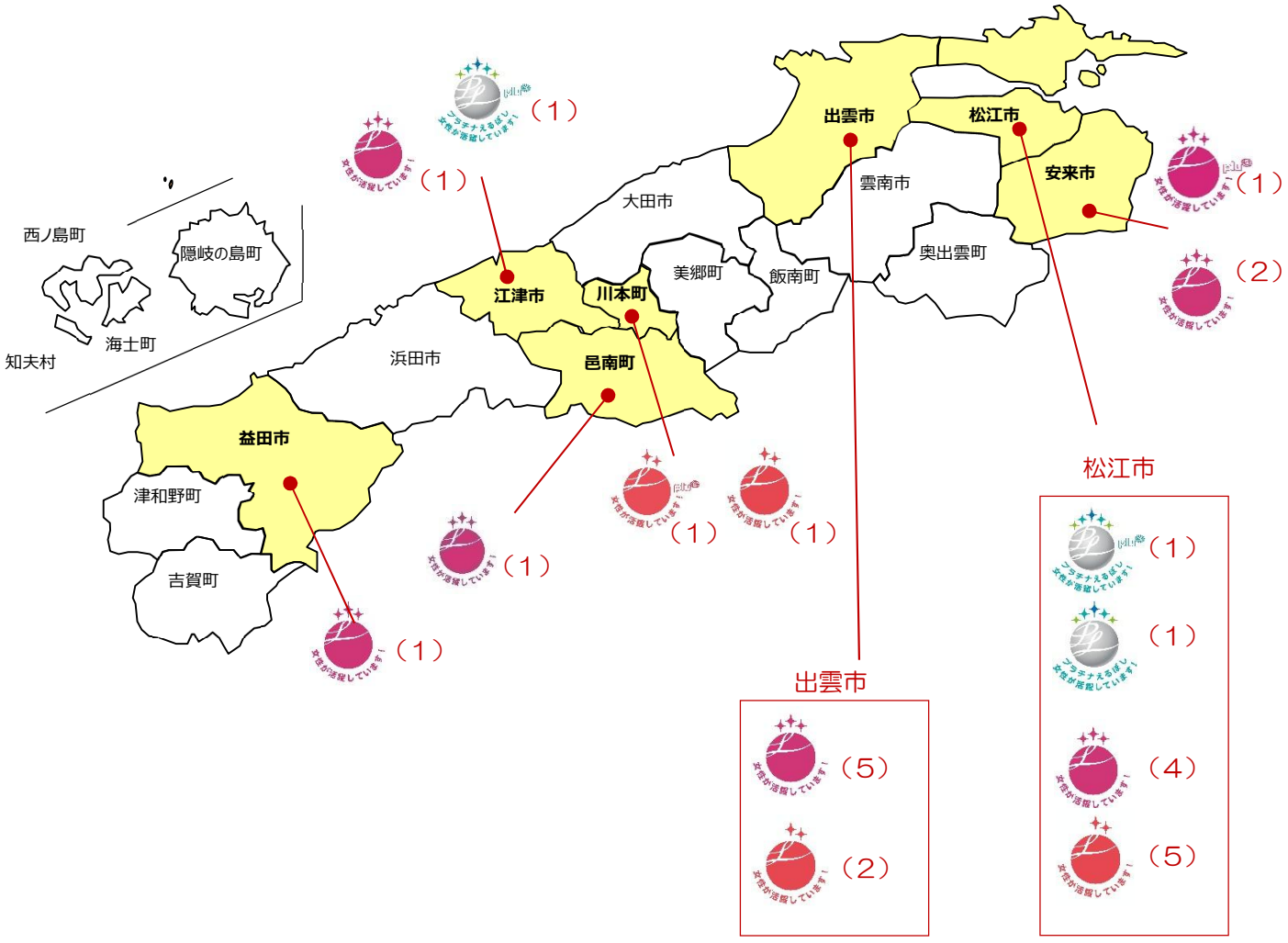
１　女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況（中国地方及び全国）

	えるぼし	認定段階			えるぼしプラス	認定段階			プラチナえるぼし	プラチナえるぼしプラス
		１段階目	２段階目	３段階目		１段階目	２段階目	３段階目		
島根県	**２２**	**0**	**8**	**１４**	**2**	**0**	**1**	**1**	**1**	**2**
鳥取県	２１	0	9	１２	0	0	0	0	1	0
岡山県	５０	0	２２	２８	0	0	0	0	0	0
広島県	４１	0	１６	２５	0	0	0	0	0	0
山口県	２９	0	１７	１２	0	0	0	0	0	0
全　　国	４，５９０	２７	１，４７８	３，０８５	9	0	2	7	１２４	5

（他県及び全国については、令和８年９月末日現在で公表することに了解を得た企業数）

２　島根労働局管内認定企業分布図

※（　）内数字は認定企業数



3　島根労働局管内認定企業　22 社（令和８年 10 月 31 日時点）

法第 12 条の２に基づく「プラチナえるぼしプラス」認定企業（２社）

	認定企業名	所在地	業種	認定年月
1	株式会社山陰合同銀行	松江市	金融業	Ｒ６．８
2	若女食品株式会社	江津市	製造業	Ｒ８．10

法第 12 条の２に基づく「プラチナえるぼし」認定企業（１社）

1	株式会社山陰合同銀行	松江市	金融業	Ｒ６．８

法第９条に基づく「えるぼしプラス」認定企業（２社）

	認定企業名	認定段階	所在地	業　種	認定年月
1	株式会社新興建設コンサルタント	★★	川本町	学術研究、専門・技術サービス業	Ｒ８．８
2	平井建設株式会社	★★★	安来市	建設業	Ｒ８．10

法第９条に基づく「えるぼし」認定企業（22 社）

1	公益社団法人益田市医師会	★★★	益田市	医療・福祉	H28. 11
2	株式会社山陰合同銀行	★★	松江市	金融業	H28. 12
3	社会福祉法人壽光会	★★★	出雲市	医療・福祉	H30. 9
4	社会福祉法人島根県社会福祉事業団	★★	松江市	医療・福祉	H30. 12
5	社会福祉法人あすなろ会	★★	出雲市	医療・福祉	Ｒ４．10
6	株式会社共立エンジニヤ	★★	松江市	学術研究、専門・技術サービス業	Ｒ５．１
7	株式会社シーエスエー	★★★	出雲市	情報通信業	Ｒ５．３
8	社会福祉法人石見さくら会	★★★	邑南町	医療・福祉	Ｒ６．３
9	若女食品株式会社	★★★	江津市	製造業	Ｒ６．７
10	株式会社いずもえん	★★★	出雲市	医療・福祉	Ｒ６．10
11	株式会社守谷刃物研究所	★★★	安来市	製造業	Ｒ６．10
12	社会福祉法人松江福祉公社	★★★	松江市	医療・福祉	Ｒ６．11
13	山陰ヤクルト販売株式会社	★★★	出雲市	卸売業・小売業	Ｒ７．２
14	島根中央信用金庫	★★	出雲市	金融業	Ｒ７．３
15	大福工業株式会社	★★★	出雲市	建設業	Ｒ７．４
16	株式会社オレンジロード	★★	松江市	医療・福祉	Ｒ７．６
17	しまね信用金庫	★★★	松江市	金融業	Ｒ７．10
18	一畑電気鉄道株式会社	★★★	松江市	不動産業	Ｒ７．11
19	株式会社金見工務店	★★	松江市	建設業	Ｒ７．11
20	日本庭園由志園株式会社	★★★	松江市	製造業	Ｒ８．３
21	株式会社新興建設コンサルタント	★★	川本町	学術研究、専門・技術サービス業	Ｒ８．８
22	平井建設株式会社	★★★	安来市	建設業	Ｒ８．10

■島根県内の認定企業
の詳細はこちら➡